国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

平成３０年８月８日
国土交通省　東北運輸局

青森県弘前市の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成３０年５月１０日に東北運輸局青森運輸支局が一般乗用旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書を交付しましたのでお知らせします。

記

１．行政処分書の交付年月日　　平成３０年８月７日

２．行政処分等対象事業者及び営業所
　事業者：北星交通　株式会社　　代表取締役　下山　清司
　　（法人番号：１４２０００１００９４８４）
　　青森県弘前市大字茂森新町４丁目１７番地１
　営業所：本社営業所
　　青森県弘前市大字茂森新町４丁目１７番地１号、１４番地１７号

３．行政処分等年月日　　平成３０年７月２３日

４．行政処分等の概要
（１）事業用自動車の使用停止処分
　平成３０年８月７日から平成３０年８月１２日まで（３両×６日間停止）
　平成３０年８月７日から平成３０年８月１３日まで（６両×７日間停止）

５．違反の概要
（１）輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反
（道路運送法第２７条第３項）
　①無車検運行
（旅客自動車運送事業運輸規則第４５条）
（道路運送車両法第５８条第１項）

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：泉、宮崎
℡：０２２－７９１－７５３２